

善監委告示第 5 号

令和 2 年 1 1 月 9 日付け善監委第 3 8 号で提出した令和 2 年度定期監査（前期分）の結果に関する報告に対し，市長から措置を講じた旨の通知があったので，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき公表します。

令和 2 年 1 2 月 1 4 日

善通寺市監査委員 藤 岡 博 文

善通寺市監査委員 壽 賀 崎 久

令和２年度定期監査（前期分）

監査指摘事項の取組について

個別指摘事項

【環境課指摘事項】

ごみ収集等の契約について

ごみ収集等は、現在、香川県シルバー人材センターの派遣社員４９人により業務が行われている。これらの仕事は、今年度、請負業務から派遣業務に変更になった。しかし、これらの業務形態が適しているかには一考を要するものがある。その理由は、今年度、派遣業務に変更となっても事故が減っていない。今後、これらのことを勘案し、適正な業務形態の在り方について検討されたい。

【検討結果】

家庭ごみ収集運搬等業務は、現在、環境課職員の管理監督のもと、シルバー人材センターからの派遣業務として、収集運搬業務のほか工場棟内の作業を行っておりますが、ご指摘のとおり今年度においても車両事故等の問題が生じている。

そこで、これらの問題の解決や災害時への対応等、市民の安心・安全のためのごみ収集業務体制を構築するため、高度な運転技術や的確な収集業務等を具備するように環境を整備し、将来的には専門業者への委託等の民間活力の導入をも視野にいたれた適正な業務形態の在り方を検討している。

【教育総務課指摘事項】

① 小学校の土地賃貸借契約の更新について

昨年の定期監査において指摘した小学校施設の土地賃貸借契約について、一部の土地は新しく契約を締結されているが、その他の契約は、契約の見直しをせずに、自動更新されている。早急に、相手方と協議し、新たな賃貸借契約を締結されたい。

② 学力向上の取組について

令和元年度の全国学力調査（国語）は、香川県小学６年生の平均回答率が６５％（全国平均６３．８％）であり、平成３０年度の６３．５％（全国平均６３％）より１．５ポイント高く全国１７位である。しかし、本市６年生の成績は、全国平均より若干低く、県学習状況調査（国語）においても同様となっている。このことを踏まえ、市教育委員会は、以前から市独自の予算により小学生基礎学力定着事業に着手し、国語の学力向上を目指しているほかに、パワーアップ事業及び土曜日充実事業等を取り入れているが、県内の小学校と差があることは、これら事業間の連携を検証することができていないと考えられる。

市教育委員会は、今後も、「各事業間の連携が図られているのか」をさらに小学校側に指導されたい。また、保護者の方々には、共に、児童の学力が伸びる環境作りに協力いただくよう働きかけをされたい。

【検討結果】

- ① 土地賃貸契約書に自動更新条項の入っているものについては、出来るだけ早期に相手方と協議し、新たに賃貸借契約を締結する。
- ② 学力向上に関しては、各校とも力を入れて取り組んでおり、校長裁量予算であるパワーアップ事業や土曜日充実事業を活用して、先生方にも尽力いただいているところであるが、なかなか数値に現れないのが実情である。

教育委員会としても、平成28年度から小学生基礎学力定着事業を開始し、標準学力検査を実施して学習指導に活かしてきたが、今回、これを見直すこととし、令和2年度は、百マス計算や徹底反復学習などで知られる「蔭山メソッド」を2校で試験的に導入した。令和3年度からは、これを全校で実施して学力向上に繋げたいと考えている。

さらに、ICTを活用し、岡山大学と連携して、ビッグデータを活用したマイクロステップスタディ事業を実施するなど新たな取り組みも開始したほか、1人1台のタブレットパソコンや電子黒板の整備により、これらを活用して、より分かりやすい授業の実施にも取り組んでいるところである。

また、家庭学習については、各校において保護者の方への啓発を行っているところであるが、今後も家庭学習の大切さなどについて丁寧に伝え、取り組んでいただけるようにしていきたい。

【生涯学習課指摘事項】

- ① 公民館の清掃業務請負契約について

8公民館は、市の会計年度任用職員1人と清掃業務等に携わる仲善広域シルバー人材センター会員1人で管理運営されている。一方、公民館業務は、コミュニティー業務が加わり多様化している。現在の清掃等請負契約は、市職員とシルバー会員の役割分担が明確なため、契約外の指示ができない形態である。今後、市民のニーズに寄り添う観点から、派遣契約等の導入が可能かを検討されたい。

- ② 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）地図の公表について

市有と民有の土地には、多くの弥生時代の遺跡がある。市の場合、東仙遊町住宅跡地及び五条団地跡地等である。しかし、市民は、このような遺跡が埋蔵されている地域を示す遺跡地図を、ホームページ等で安易に見ることができない。今後、文化財保護法第95条（埋蔵文化財包蔵地の周知）の規定に基づき、ホームページ等で公表することが、文化都市善通寺の発展に寄与すると考えられるので検討されたい。

【検討結果】

- ① 令和３年度から派遣での契約を検討している。
- ② 市内には周知の埋蔵文化財包蔵地とされる遺跡が約 550 件あり、文化財保護法第 95 条に基づき周知を行っている。具体的には平成 10 年 文化庁次長通知において「周知の埋蔵文化財は、都道府県及び市町村において、遺跡地図、遺跡台帳等の資料に登載し、それぞれの地方公共団体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等による周知の徹底を図ること」とされており、これに基づき生涯学習課に遺跡地図と台帳を備え、常時照会、閲覧に供している。

ホームページ等で公開するにあたっては、誤った個人判断などで埋蔵文化財の滅失などが発生しないよう、然るべき公開・運用方法を検討した上で、現在行っている香川県教育委員会の所有する情報との突合作業が完了した段階で行っていききたい。

【市民会館指摘事項】

図書館移転後の空きスペースの利活用について

図書館は、令和３年１０月に休館し、令和４年１月から新庁舎２階で開館する予定である。そこで、この図書館跡スペースを利活用する事案が生じてくる。利用形態によれば、予算が伴う場合があるので方針を検討されたい。

【検討結果】

市民会館は、昭和５３年建築の建物で老朽化や耐震問題があること、雨量の多いときに集中して３階図書館に雨漏りが発生していることから、建替え等の検討がなされているところである。

図書館跡スペースの利活用については、そういった状況も含めて検討する必要があるが、現在、市民会館における机、椅子、パネル等の備品保管場所は、倉庫、機械室、別棟等へ分散されており、業務に支障を来すことがあることから、図書館跡スペースを、現状のまま備品庫等として、活用したいと考えている。

また、庁舎移転に関連して市民会館内に事務所設置の要望などもあることから、その辺りも含めて検討を進めたい。